

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項に規定する医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報の提供の方法を定める省令案について（概要）」に対して寄せられた御意見について

令和4年12月28日
厚生労働省
医薬・生活衛生局総務課

標記につきましては、令和4年11月11日から令和4年12月10日までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、ご意見はありませんでした。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。